

教育長の臨時代理による事務処理の承認について

教育長の臨時代理による事務処理について、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり行ったので、同規則第3条第1項の規定に基づき報告し、承認を求める。

記

- 1 教育長の臨時代理による事務処理の内容
中野区教育委員会公印規則（以下「規則」という。）の一部改正手続き
- 2 規則の改正内容
 - (1) 別表第1同（学校教育事務専用）の項中「学校教育事務」を「学務事務」に改める。
 - (2) 別表第2に規定する4号印のひな形を改める。
詳細は、別添改正文及び新旧対照表のとおり。
- 3 教育長の臨時代理による事務処理の理由
本件規則の改正は、教育委員会事務局の組織改正に伴い、令和5年4月1日を施行日とする必要があったことから、手続きに緊急を要したが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、教育長の臨時代理による事務処理を行った。
- 4 事務処理の経過
令和5年3月30日 教育長の臨時代理による規則の一部改正の決定
3月31日 一部改正規則の公布
- 5 教育委員会委員への通知
本件事務処理については、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第2項の規定に基づき、令和5年3月31日付け4中教第2489号により教育委員会委員あてに通知した。

中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会公印規則（昭和54年中野区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1同(学校教育事務専用)の項中「学校教育事務」を「学務事務」に改める。

別表第2中「

4

学校教育事務
中野区教育 委員会印
専 用

」を「

4

学務事務
中野区教育 委員会印
専 用

」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

中野区教育委員会公印規則新旧対照表

改正案					現行				
第1条～第17条 (略)					第1条～第17条 (略)				
附 則 (略)					附 則 (略)				
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
中野区教育委員 会印 ～ 同	(略)				中野区教育委員 会印 ～ 同	(略)			
同 (学務事務専 用)	4	同	同 27	学務事務用	同 (学校教育事 務専用)	4	同	同 27	学校教育事 務用
削除					削除				
同 (教育センタ ー専用) ～ 中野区立幼稚園 割印	(略)				同 (教育センタ ー専用) ～ 中野区立幼稚園 割印	(略)			
別表第2 別紙のとおり					別表第2 別紙のとおり				
附 則									
この規則は、令和5年4月1日から施行する。									

(現 行)

1・2・2-2 中野区 教育委員 会印	3 中野区 教育委員 会印	4 学校教育事務 中野区教育 委員会印 専用	6 教育センター 中野区教育 委員会印 専用	14 中野区教 育委員会 教育長印	15 中野区教育 委員会教育長 職務代理印
16 中野区教育委 員会事務局次 長印	16の2 中野区教育 委員会事務局 参事(何)印	17 中野区教 育委員会 事務局指 導室長印	18 委中 員野 会区 割教 育印	19 委中 員野 会区 契教 育印	20 中野区 立(何) 学校印
21 中野区 立(何)学 校長印	22 中野区立 (何)学校長 代理印	23 何中 野区 立 学校 割 印	24 中野区 立(何)幼 稚園印	25 中野区 立(何)幼 稚園長印	26 中野区 立(何)幼 稚園長代理印
27 何中 野区 立 幼稚園 割 印					

(改正案)

1・2・2-2 中野区 教育委員 会印	3 員教中 会育野 印委区	4 学務事務 中野区教育 委員会印 専用	6 教育センター 中野区教育 委員会印 専用	14 中野区教 育委員会 教育長印	15 中野区教育 委員会教育長 職務代理印
16 中野区教育委 員会事務局次 長印	16の2 中野区教育 委員会事務局 参事(何)印	17 中野区教 育委員会 事務局指 導室長印	18 委中 員野 会区 割教 育印	19 委中 員野 会区 契教 育印	20 中野区 立(何) 学校印
21 中野区 立(何)学 校長印	22 中野区立 (何)学校長 代理印	23 何中 野区 立 学校 割 印	24 中野区 立(何)幼 稚園印	25 中野区 立(何)幼 稚園長印	26 中野区 立(何)幼 稚園長代理印
27 何中 野区 立 幼稚園 割 印					